

第86回人口・社会統計部会議事録

1 日時：平成29年12月26日（火）14時00分～16時30分

2 場所：総務省第2庁舎 6階特別会議室

3 出席者

【委員】

白波瀬 佐和子（部会長）、嶋崎 尚子、永瀬 伸子

【専門委員】

内田 奈芳美（埼玉大学大学院人文社会科学部 准教授）

大江 守之（慶応義塾大学 名誉教授）

【審議協力者】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部国勢統計課：山田課長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、永島次長

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、佐藤調査官ほか

4 議題 住宅・土地統計調査の変更について

5 議事録

○白波瀬部会長 少し定刻より早いですけれども、皆様お揃いですので、ただ今から第86回人口・社会統計部会を開催致します。

委員、専門委員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、今月8日に開催致しました前回部会に引き続きまして、住宅・土地統計調査の変更について審議致します。

本日の部会は16時までを予定しておりますけれども、審議の状況によりましては、予定時間を若干過ぎる可能性もあるかと存じます。そのような場合には、既に御予定がある方におかれましては、御自由に御退席いただいて結構です。

それでは、審議に入る前に、本日の配布資料について、事務局から説明をお願い致します。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、資料の御確認を

お願いしたいと思います。

本日の配布資料は、資料1としまして、前回部会で整理、報告等が求められた事項に対する調査実施者の回答、それから資料2としまして、審査メモで示した論点に対する調査実施者の回答、それから参考としまして、事前に皆様方にお送りし、内容を御確認いただいた前回部会の議事概要をお配りしております。

これ以外に、メインテーブルにお座りの皆様方には、前回部会后に永瀬委員から提出されました御質問ペーパーと、それに対する調査実施者が整理した資料を席上配布しております。あと、もう1枚、永瀬委員から追加提出された資料も付いております。

また、本日の部会では、前回の部会でお配りしました資料3-1の審査メモを使用致しますので、もしお手元にない方がおられましたら、お申し出下さい。

よろしいですか。事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきます。始めに、資料1に基づきまして、前回部会において整理、報告等が求められた事項に対する調査実施者の回答について審議を行いたいと思います。

それでは、資料1について、総務省統計局から説明をお願いいたします。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 総務省統計局です。資料1の確認事項につきまして説明させていただきます。

まず1つ目、標本設計につきましては、人口1万5000人以上の町村につきましては、住宅・土地統計調査については町村単位で個別表章しているところですが、それ未満の町村からも結果表章の要望があることは承知しているところです。ただ、現行の標本数は370万住戸を対象として標本設計していますが、今回の標本設計につきましては、現行のまま行いたいと考えているところです。ただし、今後、当局で開催している研究会等におきまして、標本設計の専門的な有識者を交えながら、標本設計の見直し等の検討を行う必要があると考えているところです。標本設計については以上です。

次に、郵送による調査票の市町村提出についてです。前回、審議がありました郵送提出における記入率です。今回、郵送提出を全面導入する計画としていますが、それに伴う調査票の記入率を整理させていただきました。郵送提出につきましては、試験調査を今回実施してまして、郵送提出があった世帯は500世帯でして、全体から見ますと40.6%の郵送回答がありました。また、調査員回収につきましては143世帯の11.6%、それ以外につきましてはオンライン調査で回収されているといった形になっています。それに伴いまして、郵送と調査員回収の記入漏れ率の状況を見ますと、記入漏れ率15%以内の調査票につきましては、郵送提出では52.9%、調査員回収では44.1%であったというところですので、記入漏れも一定数確認ができているところではあります。調査方法の違いによる記入漏れに差異があるとまでは言いがたいと考えております。記入漏れにつきましては、引き続き調査票の記入状況の改善に向けて取り組んでまいりたいと考えているところですので、本調査に向けましては、記入漏れを防ぐため、「調査票の記入のしかた」の説明動画サイトを開設させていただきまして、世帯が記入しやすい仕組みを取り入れるなどについて検討してい

るところです。

もう一つは、提出状況管理システムです。提出状況管理システムの郵送回収状況の入力業務について、これは地方自治体の負担感というところで御議論されたところです。提出状況管理システムへの入力につきましては、一定数の職員で分散して入力する仕組みができる形でシステムを構築しているところです。なお、地方自治体の裁量において、派遣職員などを採用して入力作業を行うことを可能とするような仕組みを考えているところです。

次ページへ行きまして、集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託についてです。これにつきましては、新たなスキームとしまして、集合住宅や管理会社等への調査員業務を一部委託できる仕組みを構築しようとしているところです。有料老人ホームなどについては、国勢調査の調査区番号の後置番号「4」となっておりますが、住宅・土地統計調査においては、「住宅以外の建物」の病院などと同区分の「その他の建物」として捉えられておりまして、2人以上の世帯は「普通世帯」、単身世帯は「準世帯」の扱いとなっているところです。

有料老人ホームとして登録されているサービス付き高齢者向け住宅は、国勢調査の調査区番号の後置番号は「4」となっておりますが、住宅・土地統計調査においては、下の方に「※」がありますが、住宅の要件が2つありまして、「他の世帯の居住部分と完全に仕切られていること」、あとは「専用出入口・炊事用流し・トイレがあること（他の世帯と共用でも、その世帯の居住部分を通らずにいつでも使用できる場合も含む）」という定義で実施していますが、当該施設が住宅の要件を満たしていない場合は、「住宅以外の建物」と同様の扱いとなりますが、当該施設が住宅の要件を満たしている場合は、マンションなどと同区分の住宅として捉えられ、「普通世帯」として扱っているところです。

このため、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などや、当該施設に居住する世帯については、単独で把握していないため、個別に集計することはできないところです。

なお、本調査における世帯総数に対する社会福祉施設などが含まれる「その他の建物」に居住する世帯数の割合は、平成15年から25年までの間で、平成15年では0.089%、20年では0.085%、25年では0.091%となっておりまして、当該数は極めて限定的であると考えております。

②としまして、本調査に向けて、この制度を活用するに当たって、関係府省や関係団体からの協力が行われるよう、統計局から要請することとしておりまして、その情報を地方公共団体と共有することにより、この制度の活用を促していくこととしているところです。あくまでも、この集合住宅への業務委託については、「できる」規定という整理で実施させていただいており、原則、調査員調査を行うこととなります。ただ、集合住宅で管理会社等が入っている場合、通常の一一般の調査員がなかなか調査できないといった現状もありますので、このような制度を入れた形で円滑な調査の実施に努めていきたいと考えているところです。

次に、3ページ目です。提出状況管理システムの構築、コールセンターの充実・強化についてです。

提出状況管理システムについては、まず把握した回答状況が一義的に回答状況確認表ということで、単位区ごと、簡単に言ってしまいますと、調査員の担当エリアごとに出力できる機能を兼ね備えているところです。地方公共団体が任意で出力した回答状況確認表を指導員又は調査員に郵送などにより伝達することにより、世帯からの回答の可否の確認ができる仕組みとなっているところです。オンライン回答期間中につきましては、伝達業務が輻輳することが発生することから、調査員まで伝達されるまでのタイムラグが発生することが想定されているところです。そのため、今回、コールセンターにつきましては、世帯用のコールセンターのほかに、調査員専用のコールセンターにおいて回答状況が確認できるフォローアップ体制を実施することとしています。この調査員の専用コールセンターにつきましては、あくまでも回答状況の確認用のためのコールセンターとして実施することとしているところです。

次に、4 ページ目です。調査事項の「前住居の所在地」の削除についてです。これにつきましては、当該調査事項につきましては、結果の利用状況が相対的に少ないことから、削除する方向で検討していたところですが、人と住居の移動状況を一体的に把握している調査は本調査しか見受けられないということであることから、本調査はショートフォームの調査票甲とロングフォームの調査票乙の2種類の調査票で構成されております。その特性に鑑み、記入者負担を考慮し、調査票乙で把握することを継続したいと考えております。また、12月19日に開催されました統計委員会でも同様の御指摘を受けたところでして、それに伴いまして、今回の調査票乙に再度、復活するような形で調査事項を網羅的に入れたと考えております。

これは資料を見せた方がよろしいですか、調査票は。

○白波瀬部会長 簡単に。どうぞ。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 席上に配布されているでしょうか。席上に別添の調査票がありまして、これが調査票乙になりますが、こちらの第2面の7番、「前住居」のところですが、ここに（ア）の「どこに住んでいましたか」というところで、「都道府県名」、「市郡名」、あとは「区町村名」ということで、この部分を前回削除する方向で検討させていただきましたが、やはりこの部分につきましては継続的に把握する必要があると判断しまして、調査票乙にのみこの部分を入れた形で整理したいと考えております。

また、結果表につきましては、この別添の一番後ろにも付いていますが、これは従前どおりの形の結果表になっていますが、このような形で結果表も整理させていただきたいと考えているところです。「前住居」については以上です。

最後に5 ページ目です。「その他」につきましてですが、これにつきましては、本調査と法人土地・建物基本調査との関係で、GISなどの加工統計等も踏まえた形で、どのように判断していくかというところで検討されたところですが、これにつきましては、次期基本計画では、統計委員会においてパイロット的な調査研究を実施し、その結果を踏まえて、国土交通省を中心とする関係府省の具体的な取組を進めていくことが効果的とされていることから、本調査におきましても、今後、関係府省と連携をしっかりと図りつつ、検討して

いきたいと考えております。

以上が資料1についての説明です。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

このうち、5点目ですけれども、調査事項の「前住居の所在地」の削除の関係では、12月19日に開催されました統計委員会において、2点、特に意見がありました。

1点目は、「前住居の所在地」は、10年ごとの国勢調査の大規模調査年に調査しているけれども、平成27年は簡易調査年に当たる中で、東日本大震災の影響を把握するために特別に調査したものであり、国勢調査との役割分担といった整理ができるのか疑問であるといった御意見がありました。

2点目は、住居形態と人口の移動は本質的に異なるものであり、今後、地方自治体の多様性に合わせた住宅政策等を考える上で、このような情報は非常に有用であることや、本調査はこれらの情報を把握できる唯一の調査であるということを踏まえて検討いただきたいといった御意見がありました。

私からは、1回目、先日の部会では、空き家が重要な政策課題となっていることから、全体の調査事項のバランスを考慮しつつ、本調査事項の扱いについて検討したことを報告しました。その上で、先般の統計委員会では、国勢調査では完全に代替することはできないことや、住居形態の変動と人の移動を同時に捉えることは極めて重要であること、さらには、本調査の意義や位置付けなどを踏まえまして、本調査事項を完全に削除するのではなくて、ロングフォームである調査票乙で継続して把握できないか審議する考えであるということを、統計委員会にて発言した次第です。

統計局からは、このような方向性を踏まえて検討いただいた結果について、先ほども説明があった次第です。

それでは、ただ今の統計局からの説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方は、御発言をお願いいたします。永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 質問があるのですけれども、3の「集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託について」の中の回答の①の途中ですけれども、「このため、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などや、当該施設に居住する世帯については、単独で把握していないため、個別に集計することはできない」という意味ですけれども、「単独で把握していない」というのはどういう意味でしょうか。つまり、有料老人ホームの場合は「その他の建物」の「普通世帯」になると理解すべきだという意味でしょうか。

それから、「サービス付き高齢者向け住宅」の中で、「有料老人ホーム」として登録されていないものは「賃貸アパート」だけれども、有料老人ホームとして登録されている場合については、「その他の建物」の中の「普通世帯」になると捉えると読むのか、少し分かりにくかったですけれども。

ついでに、4ページも少し関連するので質問ですけれども、4ページの第18-1のところに、総数として、平成27年国勢調査から、住居の所有関係の世帯総数が5,333万世帯と記載してありますけれども、その中で「住宅に住む一般世帯」と「住宅以外に住む一般世帯」となっていて、「住宅以外に住む一般世帯」が87万世帯となっているのですけれども、この

「住宅以外に住む一般世帯」というのが先に出てきた有料老人ホームなど後置番号「4」に該当するものだと思っていいのだろうか。

また、高齢者向けの施設として、有料老人ホーム等以外に特別養護老人ホームとか療養型医療施設とかがあります。高齢者が住む施設の中で、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、居住に自分でお金を払う民間施設であり、他方前者は社会保険で負担される施設ですが、両者ともに、国勢調査でいうと「住宅以外に住む一般世帯」になるのか、それとも特別養護老人ホームなどは「一般世帯」にも入らなくなってくるのか、その辺がよく分かりません。確かこの住宅・土地統計調査は、対象が大使館とか刑務所とか以外はほとんどカバーしているはずで、ということは、つまり日本に住まう人たちがどこに住んでいるかを基本的には把握していると理解しています。最近では高齢者が民間の「有料老人ホーム」とか、「サービス付き高齢者向け住宅」あるいは介護保険上の「特養」さらには「グループホーム」などいろいろな分類の施設に住まうようになってきました。住宅・土地統計調査では原則把握されているはずですがけれども、国勢調査も絡めて、どのように読み取ったらいかがか理解しきれいていません。私のように結構調査を見ている者にとっても分かりにくい点です。そここのところを説明いただければ大変ありがたいです。

○白波瀬部会長　お願いします。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐　まず、先ほどの2ページのところですが、住宅・土地統計調査につきましては、住宅の要件は2つありまして、まず一つが、他の世帯の居住部分がきちん分けられているというのが大前提になっています。もう一つは、専用出入り口がきちんとありまして、炊事用流しとかトイレが自由に行き来できるというのがまず要件に入ってきます。

○永瀬委員　同じ部屋の中で。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐　部屋もそうですし、あとは外に出るとか。例えば養護施設ですと、施設の管理人がいると、すぐに施設の外に出られない方というのはいらっしゃると思うのですけれども、例えば、サービス付き高齢者向け住宅などは、自立型となれば、ほぼ多分マンション型みたいになっていると思うので、こういう場合は、私どもの住宅・土地統計調査の要件を満たしてしまうと、「住宅」に入ってくる形になるのです。そうすると「住宅以外」には入ってこない形になろうかと思えます。

○永瀬委員　「住宅以外」というのは、「その他の建物」ということですか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐　そうです。結局、老人ホームとか有料老人ホームというのは棟ごとにとってしまうためです。

○永瀬委員　それでは、個々人は分からないのですか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐　そうです。

○永瀬委員　そこに何人住んでいるかぐらいは分かっても、それ以外は分からないという、そういう組み立てになっているのですか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐　そうです。おっしゃるとおりです。住宅・土地統計調査については、住宅の建物がどうなっているかとい

うことを調査していますので、その部分で一つの箱で調査してしまっても別にそんなに大差はないはずなので、その条件は大体満たしていると思うのです。ただ、サービス付き高齢者向け住宅も、一人一人の世帯がきちんと分かれていて、生活空間がきちんとなっているところについては、私どもの調査では多分、賃貸の一般住宅と一緒にになっていると思います。

○永瀬委員 分かりました。何か調査対象というところに、そういうところも抜けるというのは記載していなかったなので、ホームページを確認しましたけれども。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 はい、そうですね。

○永瀬委員 なので、そういうところの人も入っているのかなと誤解したのですが。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 そうですね。ですから、本当に有料老人ホームみたいなものや、あとは障害者とかのホームなどがあると思うのですけれども、そのようなホーム、病院とかもそうですね、それは一つの棟として調査してしまうので、住宅要件は満たしていないと判断するわけです。

○永瀬委員 なるほど。そうしますと、別添の調査票の「その他の建物」というのはどこを意味しているか分からない方も多いと思うので、別添の調査票の一番下の<調査員記入欄>の「その他の建物」というのが、今おっしゃっていた「その他の建物」ということですか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 はい、そうです。

○永瀬委員 会社の寮や寄宿舎等でも、例えば、最近トイレが別のところが多いですけれども、昔のようにトイレが外にあって、皆で使うようなものだったら、調査されないということですか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 はい、そうです。一つの棟として調査してしまうということですね。

○永瀬委員 「その他の建物」として、棟としてチェックされるということですか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 はい。ですので、記入する欄もかなり限定されておまして、例えば、単身者であれば、世帯で一つの空間を取っていれば、それは一世帯として捉えるのですけれども、単身者ですと準世帯として捉えるので、記入部分もかなり限られてきてしまうのです。ですので、この「あなたの世帯について」の1面と、あとは床面積、ここで言うと、第3面の居住室の室数と畳数、この部分しか記入されないことになります。

○永瀬委員 単身だと、もう一度、すみません。この世帯構成と居住室の室数と畳数ですか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 そうです。8番の居住室の部分しか記載されないということになります。それ以外は記入されないことになります。

○永瀬委員 それでは、収入とかも、単身者には聞かないわけですか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 聞かないです、

そこは。

○永瀬委員 単身者には聞かない。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 はい。単身世帯、準世帯には聞かないです。

○永瀬委員 準世帯というのは何ですか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 先ほど申し上げたとおり、「住宅以外」の要件を満たしているもの。「住宅」であれば、きちんと調査します。「住宅」として捉える部分に関しては、「住宅」として生活圏を持っている単身者であれば、きちんと書いていただきますけれども、「住宅以外の建物」に居住している世帯の単身世帯に関しては、限定した部分しか書かれないということです。

○永瀬委員 「住宅以外の建物」の中には、施設は含まないと思っていいいのですか。特別養護老人ホームとか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 それは入ってきます。

○永瀬委員 それは全部、丸々1棟として捉えるから。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 はい、入ってきます。

○永瀬委員 何も書かない。ここに調査員が記入するだけ、それとも、そういう人の中でも世帯構成と居住室の室数・畳数だけは書くのですか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 書きます。

○永瀬委員 だから、世帯数は分かるということですか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 分かります。

○永瀬委員 世帯構成と居住室の室数・畳数は分かるけれども、それ以外は分からないという、そのような設計になっているのですね。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 はい、そうです。

○永瀬委員 なるほど。一応、説明を読みましたが、よく分からなかったの。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 すみません。そういう建てつけになっております。

○永瀬委員 それでは、もう少し説明を書いていた方がありがたいかなと思います。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 ありがとうございます。分かりました。

○永瀬委員 ちなみに、この調査票の9番の「持ち家か借家かなどの別」では、選択肢として、「持ち家」のほかに、「借家」の中で「民営の賃貸住宅」、「都道府県・市区町村営賃貸住宅」、「UR・公社などの賃貸住宅」、「給与住宅」のほかに「住宅に間借り」というのがありまして、そのほかに「住宅以外の建物（会社や学校の寄宿舎、旅館・宿泊所など）」というところが「賃貸など」と「所有」に区分されていますけれども、有料老人ホームなどと、この「住宅以外の建物」なのかなという気がしますが、ここは記入しないということでもいいのですか。

- 渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐　そうです。
- 永瀬委員　記入しない。それでは、「住宅に間借り」というと、何かトイレは別のような気がしますけれども、住宅の中に間借りしている場合は、トイレや台所は独立した住宅ではなくても、調査すると思っていいのですか。「住宅に間借り」というと、何か普通の住宅で、部屋だけあって、トイレとか台所は皆共同で使うような気がしますけれども、「住宅に間借り」というのは調査するけれども、独身寮などでトイレが共同だと調査しないという、その辺の区分が少し分かりにくいのですけれども、そこはどうなっているか、教えていただけますか。
- 渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐　基本は箱で捉えるので、間借りも、その箱の中に入って借りている人だと思えるのですけれども。
- 永瀬委員　それでは、間借りの場合は、居住室の室数・畳数と「持ち家か借家かなどの別」を回答するということですね。
- 渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐　書きます。基本的には、普通の世帯として捉えるという形になります。
- 永瀬委員　高齢者などは、主には「その他の建物」という調査員がチェックするところと、トータルで捉えて、その中で何歳の人がそこにいるかということ、それから、部屋がどのくらい広いかということ进行调查するということですね。
- 渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐　そうですね。はい。
- 永瀬委員　それから、多分、「持ち家か借家かなどの別」も聞くのですよね、やはり。
- 渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐　「持ち家か借家かなどの別」は聞かないです。
- 永瀬委員　聞かないのですか。
- 渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐　はい。
- 永瀬委員　それでは、9番の「住宅以外の建物」というのはどういう人に聞くのですか。
- 渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐　会社や寄宿舎、旅館・宿泊所なので、そこに住んでいる、基本的には管理人とか、そういう人が書かれますので。
- 永瀬委員　管理人がここにいるわけですね。ありがとうございました。
- 白波瀬部会長　よろしいですか。かなり基本的なところですがけれども、そういうものかなと思って、何となくこちらは見ていたのですけれども、確かに確認ということになると、分かりにくいと言われることもあるのです。説明のところその辺り、何が対象になっていて、どこを中心にこの調査は行われているのかというのを少し確認させていただくことにしますか。
- 渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐　その辺については、記入のしかた等も使って、きちんとそこは整理させていただこうかと思っています。
- 永瀬委員　というか、一般の人が分かるようにしてほしいと思います。
- 渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐　そうですね。あ

とは、一応、用語の解説も報告書には掲載しているので、こちらの方でも分かるとは思いますが、もう少し具体的に書いた方が良ければ、少し分かるように記載していきたいと思います。

○永瀬委員 調査対象というところに、抜けているものの中には入ってこない。ただ抜けているわけではないが1棟として調査している。しかしそれが私が読んだ限りではすぐには分からなかったのもう少し分かりやすいところを書いてあるとありがたいかなと思います。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 分かりました。

○白波瀬部会長 何かありましたら、大江専門委員。

○大江専門委員 説明を伺っていてまた少し分からなくなったのですが、今からする質問は、国勢調査と住宅・土地統計調査の接続といいますか、関係性を集計の際に明らかにしたいという意味も込めて質問するのですが、国勢調査は「一般世帯」と「施設等の世帯」で、住宅・土地統計調査は「普通世帯」と「準世帯」という昔の国勢調査の区分でやっていますよね。その違いですけれども、今でも国勢調査の集計の中には、「一般世帯」の中で、「準世帯」に相当する、例えば、会社等の寮に住んでいる人たち、その部分分かるようにはなっていて、「施設等の世帯」と「準世帯」の間で計算可能になっていると思うのですが、まず住宅・土地統計調査の場合には、建物から行って、これは会社の寮だということになった途端に、もうそこに住んでいる人は全部「準世帯」としてしまうわけですか。

○紙谷総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当統計専門官 会社の寮ですと、ほとんど個人のセキュリティが守られている形ですので、普通のマンション型が多いと思いますので、自由に出入りができるので、寮であっても、その人が入られている部屋ごとに1住宅として捉えます。

○大江専門委員 そうすると、要するに、「一般世帯」の中の単独という形になるわけですか。

○紙谷総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当統計専門官 そうですね。はい。

○大江専門委員 そうすると、この「住宅以外の建物」に居住しているという、まず住宅か住宅ではないかというところの分かれ目というのは、今日御説明のあった住宅としての要件を満たしているかどうかということまで調べた上で、これは住宅か住宅ではないかということにまず分かれるということですか。

○紙谷総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当統計専門官 はい、そうです。

○大江専門委員 分かりました。それであれば大丈夫なのかな。ありがとうございます。

○白波瀬部会長 それでは、少し実査の方で、マニュアルでそういう形で明記されているということですが、調査員とも関連して現場の立場から、東京都、神奈川県、何かその辺り、御意見はありますでしょうか。何か問題とかありますか。

○間船東京都総務局統計部人口統計課長 調査員につきましては、私どもからきちんと説

明し、区市町村からも説明し、マニュアルに明記されていることについて分かりやすく説明を記述してあれば、そのところを丁寧に説明していくことで、そこら辺の調査員については、齟齬がなく実施できるかなと考えております。以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。大江専門委員。

○大江専門委員 もう一つ、今増えているシェアハウスで、完全に民間企業が経営しているシェアハウス、これは居住者とは普通に賃貸借契約を結ぶわけですけれども、居室の中には水回りは一切ないというタイプのものがありますね。これは、そうすると、居室は独立しているので、その住宅要件の居住部分が完全に仕切られているというのは満たしているわけですけれども、炊事用流しやトイレというのはいないわけですね。でも、最近では、外から見た目は小洒落たマンションみたいなものは結構あるわけです。そういうシェアハウスについては、居室の中に水回りがないからといって、これで「住宅以外の建物」だとそこで判断するのですか、あるいはできるのでしょうか。

○白波瀬部会長 どうですか。

○紙谷総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当統計専門官 それは今、東京都に御説明していただいたのですけれども、住宅の要件というところで、そのシェアハウスに行って、ここは各部屋で居住が完全に独立しているかと、トイレ、お風呂、台所なども大体共同だと思えるのですけれども、そういうところが自由に使える状況ということであれば、住宅の要件を満たしているのですけれども、出入口としまして、大体、玄関を入ると、居間を通らないと各居室に行けない場合とか、玄関を入ると、そのまま直通で階段があって居室に入れるとかそのような様々な形態があると思いますので、そこら辺は調査員に各住宅に伺って確認していただいて、住宅の要件を満たしているかどうか判断して分類していきます。

○大江専門委員 分かりました。

○白波瀬部会長 要するに、数としては少ないということが、この「その他」のところでも分かってきたかと思うのですけれども、分類するにあたって上位カテゴリーと下位カテゴリーが同時的には一致する位置にない、というお話のような気が致します。そういう意味で、マニュアル上での理解と、各現場の方々については、その現場での経験値も含めたところでの対応ということになっていると思うのですけれども、少しその辺りの現場の情報をしっかり上に上げて共有していただくのが大切だと思います。必要であれば、今みたいにシェアハウスとか、サービス付き高齢者向け住宅についても「その他」カテゴリーの一つといった単純なところではなくて、ある意味大きな上位概念としてのカテゴリー化の基準の下で定義されているという説明だと思います。そこで、現在進行形で現場ではなかなか見えにくかったりとか、決めかねるという状況が出てきているという実態はあると思いますので、それについては対応していただくというのはいかがでしょうか。説明等をどこかで出していただくとか、ウェブサイト上でもこういう形の対応について注意書きを提供していただけると大変ありがたいかなと思います。よろしいでしょうか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 はい、分かりました。

○白波瀬部会長 何かありますか。よろしいですか。内田専門委員。

○内田専門委員 今回の対応は多分難しいと思うので、これからの話だと思って聞いていただければいいのですけれども、これは肌感覚の話です。どうしてもこの調査結果をどう使うかと考えたときに、空き家問題に対して、どのようにアプローチをしていくかと考えると、地方都市の中心市街地の空き家の発生要因の大きな部分に、所有者だった人が高齢者施設に入る。自立型か、自由に出入りできないものかは分からないのですけれども、それで空き家がどんどん増えていく。研究者としては、不動産業者に聞いたりすると、ミクロな部分では分かるのですけれども、マクロでそういう傾向があるということがなかなかつかめないという、そのような空き家というものに着目していったときに、これからの方向性としては、高齢者施設に入ったということを識別して分析できるようなことがあれば、非常に研究にとってもそうですし、政策立案にとっても役に立つのではないかと思いました。今の状況だと、「共同住宅」に入れられる、もしくは「準世帯」もしくは「その他」ということになると思っていますので、これから増えると思いますので、少し方向性としてお願いできればと思います。

○白波瀬部会長 少し政策というか、調査そのもののというのものもあるのですけれども、その次の段階の議論でもありまして、貴重な御意見として承りたいと思います。ありがとうございました。

それでは、よろしいでしょうか。嶋崎委員、どうぞ。

○嶋崎委員 申し訳ありません。今日の説明の2ページの※で示していただいた住宅の2つの要件については調査票には全く記されていないものなののでしょうか。

○白波瀬部会長 調査員にマニュアルできちんと説明をしているかということでしょうか。

○嶋崎委員 調査員がやるということですね。

○白波瀬部会長 調査票にたくさんそういうのを書くというのは。

○嶋崎委員 やらないということですね。

○白波瀬部会長 かなり紙面上も大変なので、そこは難しいかなとは思っているのですけれども。

○嶋崎委員 その前の段階のスクリーニングの段階でやるということですか。

○白波瀬部会長 あと依頼のところとか、あとは結果表章のところで作っていただくということではないかと思うのですけれども。嶋崎委員の御質問は、「この中にはないのでしょうか」ということでしょうか。

○嶋崎委員 調査票に説明がなくてよろしいのかということの確認です。

○白波瀬部会長 どうぞ。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 先ほど部会長から言われたとおりでして、基本的には調査員が目視できちんと確認していただいた上で回答していただくというのがまず基本です。御承知のように、調査員は建物調査票も調査することになっておりますので、その実態把握をしっかりとやっていただくということがまず大前提になっておりますので、運用面でしっかりとやっていただくということになっております。

○嶋崎委員 対応するということですね。分かりました。ありがとうございました。

○白波瀬部会長 それでは、よろしくお願ひいたします。

ただ今の御議論も、御質問等いただきましたけれども、この件につきまして御了承いただいたものとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、御了解いただいたものとして進めさせていただきます。

続きまして、メインテーブルの皆様には配布しているのですがけれども、永瀬委員から提出されました質問のペーパーと、それとの関係で調査実施者に整理していただきましたペーパーについてですが、永瀬委員から簡単に御説明いただいて、総務省統計局から説明をお願いいたします。すみません、少し時間が限られております。よろしくお願ひいたします。

○永瀬委員 今日説明ということだったのでありますが、私の資料がなかったので、もう1枚少し加えてしまったので、2つ目を少し御覧いただいてよろしいでしょうか。

2枚目をめくっていただきます。高齢者の住まいの把握は、今、日本ではすごく重要な課題だと思います。65歳以上の高齢者は人口の25%、これから30%に向かっていくという中で、高齢者がどこに住んでいるか、ケアの補助が付いているのか、補助がないのか、単身なのか、家族がいるのかは、将来社会を考えていく上でさまざまな観点からもとても重要だと思います。そしてそれは、固定したものではなく、社会環境や健康状態の変化とともに変化していくと思うのです。

ちなみに、下の図1は国民生活基礎調査を用いたもので、高齢社会白書に掲載されたものですが、高齢者のいる世帯は世帯の中の47%、そして、高齢者だけを見ると、一人暮らしが高齢者だけの中の26%とあります。この人たちはこれから先、多分、先ほど内田専門委員がおっしゃられたように、社会保険施設に入っていくたり、あるいは施設に入れば、自分でお金を出してサービス付き高齢者向け住宅に移っていくたり、有料老人ホームに入っていくたりと、いろいろな形で住まいを変化させていくだろうと思われるわけです。その意味で、特定施設に入る人たちはどういう人たちなのか、できることなら、どの程度収入があるのか、家族関係なども分かることが非常に重要だと思うわけです。

統計では先ほどのお話のように普通世帯と施設等に入っている世帯とは別々に提示されるので、日本の中で高齢者がどう生活しているのか、結構分かりにくいところがあります。次のページは、厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分科会の資料です。これで見ると、いわゆる社会保険施設と言われる介護老人福祉施設、介護老人保健施設、それから介護療養型医療施設があり、このほかに近年急速に伸びているのが自分でお金を出して入る有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅であると分かります。これは平成25年までしか出ていませんので、もっと最近まで伸ばすともう少し伸びているのではないかなと思うのですが、この辺を把握できる統計がどのくらいあるのかなど。もちろん、このように人数が出てくるから人数は分かるわけですが、全体として包括的に、この人たちがこちらに移動したのだとか、世帯収入や家族関係ですとか、そういうのが分かるということは非常に重要だと思うのです。これはもちろんこれからの課題なのかもしれ

ないのですけれども、今現在の統計でどのくらい分かるのかということを知りたかったのですが、先ほどいろいろと教えていただき、包括的には人数は捉えられるけれども、あまり個別の個人の状況は分からないということが分かりました。しかしこれからはそうした詳細も分かることが重要なのではなかろうかという意見です。

高齢化が進むと同時に少子化が進んでいる中で、世帯や住まいも変わっていきます。しかし住宅・土地統計調査は、載っている言葉が結構古くて、「間借り」とか「長屋」とかありますが、高齢者がどのように住んでいるのかというのはこれからの非常に重要な課題かと思いますが、そのための回答選択はあまりない状況にあるので、その辺が分かることがとても重要だと思います。この点についての総務省のお考えを聞きたいということです。

○白波瀬部会長 かなり包括的な御意見ということで、特定の調査についてという枠を少し超えているのですけれども、基本的で根幹的な問題意識ということで重要だと思いますので、簡単で結構ですので、方向性について、よろしく願いいたします。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 住宅・土地統計調査につきましては、先ほども若干触れさせていただいたとおりです。ただ、永瀬委員のおっしゃるとおり、高齢者向けの住宅というのも年々増えているということは承知しております。したがって、私どもは、今、基本的な事項をしっかりとベースを作るというのがまず住宅・土地統計調査の概念でして、そのような部分で施策としては、関係府省との連携が多分必要になってくるかと思っておりますので、例えば、厚生労働省とか国土交通省と少し協議させていただいて、どのような形であれば包括的に把握できるかというのは、今後少し課題として検討していきたいと考えております。また、要請があれば、私どもも、そういう捉え方をしていくかというのは検討の余地があると考えておりますので、その辺に向けて少し進めていきたいと思っております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。よろしいですか。

○永瀬委員 これからのことだろうと言いつつも、この調査票を見ますと、例えば、調査票甲の3ページ目の一番上に、貸家の種類として、民営住宅、さっき読み上げたようなものがあるわけですが、この「住宅に間借り」というのは、国勢調査で見ると、もう1%にも全然満たない分類です。だから、「住宅に間借り」にこのスペースを取るぐらいであれば、高齢者向け住宅とかの選択肢にかえた方がいい。もちろん5年後まで待つということはありませんけれども、既に高齢者は26%いて、少しでもいいから今分かるということが重要かと。調査に大きいお金を使って全国を調べますが、「間借り」を調べるのが高齢者の住まいの種類についての選択肢を加えることよりも重要なのかどうかというのは、少し私は疑問があります。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 この「間借り」につきましても、確かに年々落ちてきているというのは国勢調査でも分かっています。多分、今は0.9%ぐらいかと思うのです。大体約1割、今47万ぐらいですか。

○永瀬委員 割り算して足してみると、もう少し低く出たかもしれません。すみません、平成22年に比べて平成27年はもっと減っているみたいですね。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐　そうですね。今は多分、私どもの試算では国勢調査では0.9%ぐらいだったので、約1割になっているかと思うのです。

○永瀬委員　1割ではなくて、1%ですね。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐　1%ですね。すみません。

○永瀬委員　全然違いますね。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐　なので、この建てつけ的にも、ゼロではないというのがまず一つあるのと、逆に言ったら、その部分でどうこの枠組みを変えていくかというのはあるかと思えますので、そこは少ししっかり審議させていただかないと、これを一気に変えるといった形を取らせていただくとすると、どのような捉え方になるかということと、あとは記入状況とかも考えていかなければいけないので、そのような部分では、もし変えるという話になるのであれば、少し試験調査等も実施させていただくということになるかと思えますけれども、今すぐに変えるということは、できないかなと思っております。

○永瀬委員　その試験調査の際の検討事項ですが、今までは「準世帯」は収入も把握しないということを教えていただきました。つまり、世帯数、世帯人員、年齢と部屋の広さだけが調査されるということでした。これはどの調査がやるべきかは検討を要するかもしれませんが、現在は高齢者が増加する中で準世帯と位置付けられている方々の収入なども調査の必要性が高まっている。日本の高齢化が非常に急速なスピードで進んでいる中で、どの調査もある程度見直すことが非常に重要になっているのではないかなと考えております。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐　おっしゃるとおりでして、しっかり把握するとすれば、そこまで踏み込んだ調査事項又はその調査の実態というのを把握しなくてはいけないと思っております。そのような収入源というのは保険で運用されているのか、例えば、あとは仕送りで運用されているのかとか、いろいろなパターンがあるかと思えます。ただ、そのような部分というのは忌避感が高い調査事項になってくることは想定されます。なので、世帯側で把握すべきものなのか、事業所側で把握すべきものなのかとか、いろいろ模索してやらないと、なかなか難しい部分ではないかと思っておりますので、そのようなところを今後少し関係各府省と検討した上で、しっかり取り組んでいくべきものと思っております。

○永瀬委員　お金に関する項目でも、例えば、サービス付き高齢者向け住宅であれば家賃が幾らかというのはすぐ答えられる項目かと思えます。これも結構バリエーションがあって調査を要する重要な情報だと思いますし、有料老人ホームであれば、入居時のお金は幾らだったかというのは家族や個人は把握していると思います。また年金水準ですとか、所得に関連する答えやすい項目はほかにも考えられます。何をどの調査が調べるべきかというのは調査の割り振りもあると思えますけれども、いずれにしても、今の調査事項は少し古いという印象を持ったということを一言申し上げさせていただきます。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 ありがとうございます。
います。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 1点、事務局から。これは国土交通省と関係府省の取組が必要になる今の御議論ですね。御承知のとおり、高齢者の居住の安定確保に関する法律というのがあります、それに基づきまして、国土交通省、それから厚生労働省が連名で基本的な方針という国としての方針を立て、それから都道府県、市町村は高齢者居住安定確保計画といった計画を立てるという仕組みになっています。その中では、現在、確かにデータとして十分でないのかもしれませんが、介護とか福祉、それからサービス付き高齢者向け住宅等に対する助成制度の行政記録情報とか、様々なデータを使って、そういう計画を作っていると承知しています。そういう中で、この住宅・土地統計調査に一体何が求められているのかというところは、もう一度きちんと関係府省、厚生労働省、国土交通省といったところも含めて検討していただいた上で、その検討の中で、この調査も一定の役割を果たすというのが適当ではないかと思います。この場はあくまで住宅・土地統計調査の諮問審議をしておりますので、この場でそういう政策をどのように進めるのだとか、そのデータを把握するのだというのは、少し超え過ぎたところかなと思っていますので、国土交通省とか、今のところで補足的に何かあれば教えていただければと思いますが。

○猪野間国土交通省住宅局住宅政策課調査係長 確かに、施策を検討するに当たって、データはたくさんある方がありがたいです。もちろん、データが存在すればということはあるんですが、現状でも、例えば、先ほどお示しがあつた資料の中でも、すでに厚生労働省や国土交通省が調べていることがあります。また、ここについて知りたいと、的が絞れていけば、例えば、サービス付き高齢者向け住宅であれば、事業者を経由して調査をかけることも可能です。検討会などに向けて必要なデータがあるということであれば、そこに調査をかける。そこで調べたいことを住宅・土地統計調査で調べるとなれば、馴染まないような項目ももちろんありますので、多分、必要なデータは揃いません。ただ、的を絞っての調査では足りない部分もありますので、おっしゃつたとおり、全体の中でどこが何を把握するのか検討するという形でよろしいのではないかなと考えております。

○永瀬委員 細かいことは個別の調査をするべきだと思うのですけれども、これは基盤の調査ですので、全体がどうなっているか。つまり、あるところから別に移ることが結構ありますので、移った人たちの調査はそこですればいいわけですけれども、全体がどうなっているかということについては、こういう大きな調査はとても重要だと思うので、今後の検討課題に是非入れていただければと思っております。

○白波瀬部会長 御意見を承りまして、これからどのようにさせていただくかということですが、少し足元に戻りまして、住宅・土地統計調査だから見えることは何かということが一番大事なことだというのが1点。それについては、今後、未来永劫的にそれは動かさないというわけではないので、そこは他府省、特に今回は国土交通省を中心に連携を取りつつ、より充実した住宅・土地に関するデータを積み上げていくという極めて貴重な御意見なり御同意は得られていると思います。ですから、今日はかなり全体的な基本的

な御意見を伺ったということにさせていただきまして、この場はこれで閉じさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。大江専門委員、何か。

○大江専門委員 1点だけ。私も永瀬委員のおっしゃっていることはそのとおりだなと思うのですが、これから、来年ではなくて、その次の更に5年先の住宅・土地統計調査の質問をどう組んでいくかということに対しては、時間をかけて、先程の永瀬委員の御指摘のように、この中には戦後の住宅難の時代の名残みたいなものがまだ残っている部分があって、一応、設備共用とか、そういう部分はもう調査からなくなっていると思うのですが、その時代に合わせた設計というのが必要なのだろうし、国勢調査ほど調査事項についての縛りがきつくないので、これまでもいろいろ変わってきているという経緯もあります。先程の高齢者向け住宅もそうですし、シェアハウスもそうなのだけれども、ある程度、実態としてこんな形で増えているというのが分かっているものについて、住宅・土地統計調査としてはどのようにそれを把握できるかという観点から、その調査項目について見直していただくと良いのではないかなと思います。

例えば、シェアハウスというのは、もう今は設備共用化というのが、トイレとかお風呂が共用化というのは、もうなくなっているわけです。過去にあったものというのは、いつ頃からなくなったのでしたか。僕らが1970年代ぐらいにこれを使って一生懸命研究していた頃というのは、設備共用の民間賃貸住宅がどれぐらい減ったのかみたいなことをかなり、それによって居住水準はどう上がったのかということにすごく関心があったのですが、もう今はそういう時代ではなくなっているわけです。もしそういう事項があれば、例えば、シェアハウスというのは設備共用のものとして把握できたりと新たな分析の仕方ができるので、どういう項目を入れておくかというのことは少し検討しておく必要があるのではないかなと思います。よろしくをお願いします。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。いろいろな形の住宅形態がありますので、これについては早急に研究会等へ上げていただきまして御検討いただき、積極的にその結果を次の検討にも生かしていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、次に進めます。

ここからは、前回の部会資料3-1の審査メモに沿って、前部会に引き続きまして、残された論点について審議を行います。時間も限られておりますので、効率的に審議するため、ある程度、関連する変更事項について、まとめて御説明いただきまして、その後、審査メモの論点に沿って審議することと致しますので、よろしくお願い致します。

それでは、審査メモの3ページのウから6ページのオについてです。これらはいずれも空き家の実態把握に関係する変更ですけれども、前回の部会でも紹介しましたように、11月の統計委員会に諮問された際に、委員から、空き家や所有不明土地の問題は、国・地方自治体における重要な懸案となっており、地方自治体における空き家等の状況も勘案しつつ審議をお願いしたいといった意見があったところです。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 始めに、3ページのウの把握対象の

変更及び「現住居以外の住宅」の追加及びエの把握対象の変更、「現住居以外の住宅（空き家）」の追加等についてです。

今回の変更計画では、調査票甲におきまして、現住居以外の土地の所有状況を把握する調査事項につきまして、まず①といたしまして、把握対象を世帯員が名義人となっている土地から現に所有している住宅及び土地に変更する、②といたしまして、「現住居以外の土地」に加え、新たに「現住居以外の住宅」の所有状況を把握する事項を追加するといった変更を計画しています。

また、4ページですけれども、調査票乙におきましては、現住居以外の住宅・土地の所有状況を把握する調査事項につきまして、①としまして、把握対象を世帯員が名義人となっている住宅・土地から現に所有している住宅に変更する、②としまして、現住居以外で所有している住宅について、「居住世帯のある住宅」及び「居住世帯のない住宅（空き家）」の項目に分け、後者につきましては、「二次的住宅・別荘用」、「貸家用」、「売却用」及び「その他」の選択肢区分を設ける、また、選択肢区分のうち「その他」に記入があった場合、矢印により「居住世帯のない住宅（空き家）」「その他」の所有状況を把握する調査事項に誘導する、それから、③としまして、「床面積の合計（延べ面積）」を把握する調査事項を削除するといった変更を計画しています。

それから、5ページですけれども、これらの変更のうち、把握対象の変更につきましては、報告者が記入するに当たって紛れが生じないように変更するものであることから、適当と考えております。

また、選択肢区分の設定につきましては、より政策ニーズに則したデータの把握が可能となるものであり、おおむね適当と考えておりますけれども、より正確な記入の確保等の観点から、必要かつ十分なものとなっているかなどについて、論点を整理しています。

さらに、「床面積の合計（延べ面積）」の削除につきましては、結果の利活用が相対的に少なく、利活用ニーズの面で引き続き把握する必要性が低下していることから削除するものでありまして、調査の簡素化・効率化や報告者負担の軽減に資するものであることから、おおむね適当と考えておりますけれども、削除に伴う利活用上の支障の有無などについて、論点を整理しております。

以上のことから、選択肢区分の設定と「床面積の合計（延べ面積）」の削除の関係で、6つの論点を整理しております。

次に、6ページのオの居住世帯のない住宅（空き家）「その他」の所有状況を把握する調査事項の追加についてです。今回の変更計画では、調査票乙において、「居住世帯のない住宅（空き家）」に係る選択肢区分で「その他」を選択した場合の更間と致しまして、空き家となっている期間の長い順に3住宅目まで、「住宅の所在地」、「建て方」等の5つの項目を把握する調査事項を追加することとしております。

これにつきましては、より政策ニーズに則したデータの把握が可能となるものであることから、おおむね適当と考えておりますが、より正確な記入の確保等の観点から、必要かつ十分なものとなっているかなど、3つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省統計局から、論点に対する回答をお願いいたします。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 それでは、説明をさせていただきます。

まず1つ目、論点の3つ目ですが、資料2の2ページです。

今回、住宅・土地統計調査につきましては、実査に向けて試験調査を実施していき、今回の現住居以外に所有する住宅の有無、所有する住宅の主な用途、所有する住宅数の状況など、今回変更する部分につきましても試験的に把握したところです。その記入状況につきまして説明させていただきますと、紙の調査票で回答した世帯に対してのアンケート結果を取りまとめさせていただいております。

まず、記入しやすかったかどうかというのを聞いていき、「記入しやすい」と回答したのが40.8%でした。「どちらでもない」というのが16.2%という形で、おおむね記入に当たっては、「どちらでもない」も踏まえ、約6割程度の世帯から特に不都合を感じていないという結果がみられたところです。これらのことから、調査結果の正確性又は確保の観点から適切なものになっているものと考えています。

次に、4つ目の論点とし、3ページ目ですが、調査票甲について説明させていただきますと、これにつきましては、昭和23年から住宅統計調査の方は実施させていただいていき、調査票乙につきましては、平成10年から土地基本調査を世帯調査として、国土交通省所管の現住居以外に所有する住宅・土地などの項目を加えて、今回、土地基本調査世帯調査実施時の標本数約6分の1により、50万世帯と言われておられますが、記入者負担軽減に配慮した調査を行ってきたところです。

平成20年住宅・土地統計調査の結果におきまして、国土交通省から調査票乙の土地の面積の過小推計の指摘があったことを踏まえ、今回、ベンチマークとして活用するため、平成25年住宅・土地統計調査の際、調査票甲に現住居以外に所有する土地の有無と種類を把握する調査項目を新規に追加したものであります。

これらのことから、調査票甲においては、記入者負担軽減に配慮して、現住居以外に所有する住宅・土地に係る調査項目は最小限としているものであると考えております。

したがって、現住居以外の住宅を所有する世帯数については、調査票甲、乙を合わせて、所有する住宅の種類別に把握すること、また、調査票乙につきましては、世帯が所有する空き家数、空き家のうち利活用状況が不明の「その他」の空き家の件数を把握することが可能となると考えております。

5つ目とし、空き家に関する調査につきましては、主に以下のものがあります。これは、空き家に関する情報として、以下のようにまとめさせていただいたものです。1つ目は、空家実態調査を国土交通省所管で実施していき。また、地方公共団体でも空家実態調査を行っているところです。

このように、全国規模で空き家に関する調査を実施し、結果数値を公表していきのは、住宅・土地統計調査だけで、標本数も日本最大規模ということもあつて、市町村単位での表章も可能となっているところです。これにより、国土交通省や地方公共団体に

における空き家対策の導入として、住宅・土地統計調査の結果数値を用いて問題点の指摘・分析等が行われているところです。

今回の平成30年住宅・土地統計調査におきましては、世帯における空き家の所有状況等を把握する調査事項を追加することとしており、利活用状況が不明の「その他」の空き家の質が把握可能になると考えております。また、住生活基本計画における空き家の除却の推進に係る政策の企画立案の基礎資料にもなると考えているところです。

現住居以外の住宅の床面積に係る調査結果は、下表のとおりとなっています。

次に、オの部分ですが、居住世帯のない住宅（空き家）「その他」の所有状況を把握する調査事項の追加です。ここにつきましても、今回の試験調査において検証しています。

記入状況ですが、居住世帯のない住宅（空き家）「その他」を「所有している」と回答した世帯が20件のうち、未記入であったのは各調査事項とも3件以内であり、おおむね回答されていることが確認できたところです。

また、紙の調査票で回答した世帯に対して実施したアンケート結果では、「分かりやすい」と回答したのが32.6%、「分かりにくい」と回答したのが16.7%という結果になっていまして、アンケートによる回答があったことにより、「分かりやすい」と回答した世帯が多かったことから、今回の調査事項として採用しているところです。5ページ目にその結果表が載っているところです。

また、試験調査の「調査票の記入のしかた」においても、別紙の席上配布資料として配布させていただいているかと思いますが、「平成30年住宅・土地統計調査記入のしかた」抜粋版というのがありますか。

○白波瀬部会長 別紙は集計表等しか手元にないように思いますけれども、違いますか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 前回の部会資料です。

○白波瀬部会長 前回の資料でありました。すみません。失礼しました。前回の部会資料でした。お手元にありますか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 ありますか。大変失礼致しました。

その資料の後ろから2ページ目に「記入のしかた」を載せていまして、こちらに、現住居以外、左側のところに記載させていただいておりまして、「居住世帯のない住宅とは」と説明書きを追記させていただいているところです。また、右側にも、住宅の所有地として、「居住世帯のない住宅（空き家）「その他」に記入した住宅が他の市区町村の場合は」云々という形で、基本的に記入のしかたにも分かりやすく明記しているところです。「居住世帯のない住宅（空き家）」の「その他」を所有している世帯において、おおむね記入されていたと私どもは判断させていただいたところです。

以上、前記のウ及びエの回答5において整理しているとおりでありますが、当該調査事項につきましては、利活用状況が不明の「その他」の空き家の質が把握可能となるというところと、住生活基本計画における空き家の除却の推進に係る政策の企画立案の基礎資料となる有用なものであると考えておりまして、試験調査の結果等も踏まえ、今回、適切なものと

考えているところです。

私からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明を踏まえまして、御意見や質問のある方はお願い致します。内田専門委員、どうぞ。

○内田専門委員 すみません、住宅の面積の話ですけれども、これまであまり使われていなかったということですが、1つは、もしかしたら傾向としては、大きければ大きいほど、空き家の状態であったときに誰かが使うというのが非常に使いにくくなるという傾向が見られるのかなというのが1点。

もう1点は、これから除去ということを考えていったときに、面積と除去に係る費用というのは大体比例してくるものなので、そのような除去における政策を考えていくときに、これから住宅の床面積というものは重要なデータになってくるのではないかなと思いますので、あった方が良いのかなと思いつつ、土地の面積は聞かれているので、でも延べ床面積とはまた変わってきますので、何とも言いようがないのですけれども、土地なら、上に建っていなければ割れるのですけれども、住宅は割れるものではないので、やはり必要なのではないかなと空き家対策の視点からは思うのですけれども、いかがですかね。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。延べ床面積の把握という御提案がありましたけれども。国土交通省、どうぞ。

○猪野間国土交通省住宅局住宅政策課調査係長 平成25年の調査票を御確認いただくと分かるのですけれども、例えば、賃貸用の住宅を10戸持っている場合、その10戸の総延べ床面積を記入いただく様式になっています。住戸の面積は分からないところもあり、住宅局での利用は少なかったのかもしれないなというところです。

○内田専門委員 用語が総数なのか何なのか、少し分からなかったもので、申し訳ないです。平成25年調査のものを見てなくて。私が申し上げているのは、戸別の把握が必要ではないかという意味で申し上げました。

○白波瀬部会長 総数しかないのだけれども、今後のいろいろなコスト計算のときに、戸別の延べ床面積等があった方がより正確ではないかというのが今の内田専門委員の御意見だったように私は理解したのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○猪野間国土交通省住宅局住宅政策課調査係長 調査票乙の設計のときに、元々、その床面積を残す案というのも一つあったのですけれども、最終的にはそれ以外の項目を優先させて掲載させていただくことにしました。空き家の詳細はいろいろ分からないものとなっていますが、居住のある住宅と居住のない住宅でそれほど分布が変わらない事項もありますので、そのようなものを活用させていただくとか、あとは、先ほど紹介もあった空家実態調査という別の調査で把握する面積を踏まえて検討するなど、必ずしもここで調査せずとも把握可能かなという部分もあるかと思います。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○内田専門委員 分かりました。他のもので補足できれば大丈夫だと思います。

○白波瀬部会長 補足はできると、戸別に把握しているところがあるということですか。

それでは、そこから推計するしかないですよ。

他に何かありますか。大江専門委員、お願いします。

○大江専門委員 変更の中で、これまで名義人となっているものを現に所有しているという表示に変えることによって、登記がどうであれ、自分が所有していると認識している空き家については書いてくださいということで、把握できる範囲が広がるであろうという見通しでこの変更をなされたということでしょうか。

○白波瀬部会長 いかがですか。名義ではなくて現在所有という、その言い換えについてお願いいたします。

○紙谷総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当統計専門官 必ずしも、相続などで、たまたま祖父が亡くなられて、両親もいなくて、孫の自分に相続があったときに、その登記の名義人の変更などをしないまま、偶然というか、気付いたら所有しているというケースもありますので、そういう場合は、地方税法上、固定資産税を払ってもらわなくてはいけないので、誰が所有者かという調べをして、名義人として変更されていれば登記ですけれども、家屋補充課税台帳では、所有者として登録という形で登録して固定資産税の支払いの通知書を送付しているという実態がありまして、この空き家として問題になっているのは、そのような偶然、まれに相続している者が何もしないまま放置されている空き家というのが多い実態もありますので、そういうものを捉える必要があることから、今回少し定義の変更にはなるのですけれども、拡大する形で把握することと致しました。

○大江専門委員 それはよく分かりました。空き家の実態がよりよく分かるということが重要なので、今回の変更はとても良いと思うのですが、さっき確か内田専門委員がおっしゃったと思うのですけれども、今空き家になっているというのが、家族で住んでいたのが、子供が独立して夫婦だけになって、配偶者が亡くなって一人になって、その一人がいよいよ高齢期になって介護施設あるいは有料老人ホーム等に移って、空き家状態になるといったタイプの空き家が今増えてきている可能性があるわけです。それについては、この調査では把握できないということになるわけですが、それはそういう認識でいいわけですか。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○紙谷総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当統計専門官 もし、お一人、独居老人の方がもう施設に入られてしまって空き家になっていれば、この調査ではその他空き家ということになりますので、記入される対象になるということです。

○大江専門委員 つまり、現地で調査員が建物を見て判断する場合には、それは分かるというわけですね。しかし、最初から少し気になっているのは、現住居以外の住宅の空き家というのをどれぐらい持っているかという側からの調査と、現地で見て空き家かどうかというこれまでの調査との関係がどのようになるのかなというのが気になっているわけです。現に所有しているという方からすると、1軒の空き家を相続した子供2人がそれぞれ「現に所有している」と書くかもしれない。つまり、それは2軒あるのではなくて実は1軒ということもあったりとか、いろいろなケースがあり得るわけなので、その空き家の実態というのが、この「現住居以外の住宅」を調査することと、どういう集計によって結果

的にどの辺まで分かるのだろうかという辺りの見通しをどう考えていらっしゃるかをお聞きしたいのですけれども。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○紙谷総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当統計専門官 まず先ほどの居住世帯のある住宅、ない住宅については、そのような場合に、お二人、兄弟で持っている場合に、たまたまそのお二人に当たる場合もあるし、当たらない場合もあるのですけれども、当たった場合には、持ち分所有で書いていただきますので、御兄弟で半分ずつ持っているということであれば、0.5戸ということに記入していただくことにしております。私どもの調査票では、0.5戸所有している世帯が何世帯あるかということを集計することとしております。

○白波瀬部会長 その辺りですけれども、空き家についての質問項目についての議論はあまり時間もなく、とにかく入れ込まなければいけないということですが、ここからどういう形の空き家が見えるかというのは確認すべき点だと思います。大江専門委員からも意見があったと思うのですけれども、調査に当たった人の中で、そういう空き家を持っていますかというよりも、多分、今、国というか政府で問題になっている空き家というのは、誰が持っていてどうなっているのか分からない空き家をどうしましょうかという、どちらかという逆の方からの問題意識だと思うのです。そうすると、その部分については本調査では把握可能なかどうかということも含めて議論すべきだと思います。つまり、繰り返しですけれども、今回新たに入れた空き家関係の調査項目がどこまでを把握できるものとしているのかという説明は、もう少し明確にさせていただいた方が分かると思うのです。全てのものをというわけにはいかないのですが、この部分については本調査では把握するのが難しいという説明があるととても良いと思いますし、それがまた別途連携ということでもあるでしょう。また、別の観点から見るべきという議論にも当然なってくると思うのですけれども、その辺りはどうですか。

○紙谷総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当統計専門官 先ほど、所有者が特定できれば、そういう通知が来て、自分が所有しているのだと分かって、そういう方はこういう調査票に記入していただけるのだと思うのです。相続人を探していくときに、なかなか誰だか分からなくて、不明土地のままずっと何年も放置されているようなものもあるので、そのような場合は、所有しているという認識を持っている方がいないので、そういう方は捉えられないということになります。その辺はもう少し、今回、世帯に空き家を聞くということで、調査員が捉える全体の空き家の数と、世帯で捉えられる空き家の数の性質というのを明記しまして、利用者にも分かりやすいようにしていきたいと思っております。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 調査区内でどういうことになっているかを書く。

○白波瀬部会長 ここの中で。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 その一方で、所有している人はどこでどれだけ持っているかということとイコールではないので。

○白波瀬部会長 そう、イコールではないことは分かります。ですからこの調査票でも、イコールではないけれども、基礎情報として積み上げられるような準備はなさっているので、そのところは報告書のところで、せっかくこういう形で努力されているので、説明されても良いのではないかと思います。

少し気になるのが、ここの議論はなかったのですが、少し最後の確認ですけれども、名義と所有者のところというのは、私は結構大きいと思います。そこの変更をされるに当たってのシミュレーションというか、専門家に聞かれてとか、検討とか、その辺りはどうだったのですか。

○紙谷総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当統計専門官 その辺のより世帯の方に記入してもらいやすいかという話は、研究会に来ていただいている有識者の先生方にもお二人ほど聞いて、整理はしました。

○白波瀬部会長 他にいかがでしょうか。内田専門委員。

○内田専門委員 すみません。本当に簡単なことですが、そうすると所有している、所有していないは分からないという人もいるということですよ、きっと。

○白波瀬部会長 そうですね。

○内田専門委員 登記しているかどうかも分からなければ、所有しているかどうかも分からないという答えが可能性としてはあってもおかしくないという状況だということですよ。多分、こういうものの目的というのは、全体像としてどうあるかということで、個別の課題に関してはまた別の補足するやり方があるとは思いますが、全体像として、これだけ深刻な状況だと見せるときに、それも分かっていないということもあるということを見せるのも、もしかして大事なのではないかなと思いました。

○白波瀬部会長 同意見です。結局、それが結果として空き家に繋がってしまうのと、あとやはり少し気になるのは、時系列的なところで、ここで変えてしまったことがどれだけの影響を及ぼすかというのが分からないので、そこは少し慎重にやられても良いと思います。そこは課題になるところもあるし、大きく風呂敷を広げてみたけれども、逆にそこからこぼれ落ちるものがあれば、全体としてはゼロサムかもしれない。そういったところが分かるように少し工夫できるととても良いなと感じました。それが良いと思っただけの検討であるということはいくつか分かったのですけれども、もう少し具体的な中身の検討をよろしくお願い致します。

よろしいですか。

これらの件につきましては、御了承いただいたものとさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、審査メモの8ページのカから11ページのクについて、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 始めに、8ページのカの「時期」に係る選択肢区分（年次区分）の変更についてです。今回の変更計画では、調査票甲及び乙におきまして、「現住居への入居時期」、「現住居の建築の時期」及び「現住居の敷地の取得

時期」を把握する調査事項の選択肢区分につきまして、今回の調査時点に対応した形に変更するとともに、「36～45年」及び「26～35年」の区分を統合し、「26～45年」に変更することとしております。また、調査票乙におきましては、「現住居の敷地以外に所有する宅地などの取得時期」を把握する調査事項の選択肢区分につきまして、「平成23～25年」の区分を「平成28～30年」、「23年～27年」にそれぞれ変更するとともに、「26～45年」及び「昭和25年以上」の区分を統合し、「昭和45年以前」に変更することとしております。

これらにつきましては、今回の調査時点への対応等を踏まえて変更するものであり、おおむね適当と考えられますが、年次区分の統合等による利活用上の支障の有無など、4つの論点を整理しております。

次に、10ページからのきの「居住室」及び「床面積」の記入対象部分の図示についてです。今回の変更計画では、調査票甲及び乙におきまして、現住居の「居住室」及び「床面積」を把握する調査事項につきまして、それぞれ記入対象となる部分を図示するよう変更することとしております。

これにつきましては、報告者が記入するに当たりまして紛れが生じないようにするとともに、正確な統計作成に資するものであることから、おおむね適当と考えられますけれども、これらの改善措置が必要かつ十分なものとなっているかといった確認など、6つの論点を整理しています。

次に、11ページのクの二重以上のサッシ等に係る設問の変更についてです。今回の変更計画では、調査票甲及び乙におきましては、現住居の「省エネルギー設備等」の有無を把握する調査事項の設問につきまして、「二重サッシ」の文言について「二重以上のサッシ」に変更することとしております。

これにつきましては、報告者が記入に当たって紛れが生じないよう適切な表記とするものであることから、適当と考えております。

事務局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省統計局から、論点に対する回答をお願いいたします。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 資料2の7ページを御覧ください。

まず、「時期」に係る選択肢区分の整理ですが、近年5か年分については、前回の調査以降に発生した状況を把握するため、各年で選択肢区分としているところです。

前回調査以前につきましては、住宅を建築する際の基準が示されている建築基準法の改正のあった前後の比較・分析を可能とするため、国土交通省との調整を図った上で、当該の改正年次を考慮した選択肢区分を設定しているところです。それが「*」の昭和25年、昭和56年、平成12年という区分で分かれています。

今回統合する年次区分のデータについては、過去3回の調査結果の推移を見ても、住宅数は減少してきていること、また、上記2のとおり政策的活用の必要性の低い年次区分であることから、統合しても差し支えないと判断したところです。これが今回の「時期」の区分の区分けです。

次に、キの「居住室」及び「床面積」の記入対象部分の図示についてです。8ページを御覧ください。これにつきましては、平成25年の調査時に、「居住室」の調査事項における平方メートルの単位による回答も可能としたところですが、当該の単位記入のなかった平成15年調査から20年調査における延べ面積に占める居住室の広さの割合が「90%以上」の割合の増加率は1ポイントであったのに対しまして、平成20年調査から25年調査における増加率は3.53ポイントと大幅に増加となったところです。

そこで、「居住室」と「床面積」における世帯が回答の際に用いた単位の組み合わせの「90%以上」となっている割合を確認したところ、「 $\text{m}^2 \times \text{m}^2$ 」の記入の世帯が52.8%と5割を占めていたところです。一方、「 $\text{畳} \times \text{m}^2$ 」の記入の世帯も34.3%と3割となっていたところです。2つの記入欄の回答する範囲の違いについて文字だけでは理解されにくい状況であると、私どもは少し分析をしたところです。

したがいまして、今回の平成30年調査に向けましては、試験調査において視覚的に分かりやすいように回答する範囲を色づけした図を入れることとしまして、併せて、記入のしかたについても、調査票と同様に図示するといった整理をしています。また、記入のしかたには、面積の単位の換算早見表を載せるなどして工夫させていただいているところです。

また、実施したアンケート結果におきましては、「居住室」については、「記入しやすい」と回答した世帯が52.5%ありまして、「どちらでもない」が14.4%、「床面積」については、「記入しやすい」と回答したのは42.3%、「どちらでもない」が15.2%でありまして、いずれにしても6割弱から7割弱といった形で、多くの世帯から理解を得られたと考えているところです。

2つの記入欄の回答すべき範囲については、世帯の理解が進んでいると考えておりまして、調査結果の正確性の確保等の観点から適切なものになっていると私どもは判断したところです。

記入のしかたにつきましては、先ほど見ていただきました席上配布の部分ですが、1ページ目を開いていただきますと、右下に図示させていただいております。調査票にも図示させていただいております。

次のページにも、床面積の範囲を色分けして、視覚的に分かるような形を採らせていただいているところです。

このような工夫をさせていただいたところでした、できるだけ記入者の負担感又は記入しやすい方法策を見出して、正確な調査の実施に向けて検討させていただいたところです。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

ただ今の説明を踏まえまして、御意見や御質問がありましたら、御発言をお願い致します。いかがでしょうか。大江専門委員、お願いします。

○大江専門委員 少し技術的なことと申しますか、今、この質問も、それから集計も元号でやっていらっしゃるんですね。換算がだんだん難しくなっていく。来年の住宅・土地統計調査は平成の元号で行われるのでしょうかけれども、その次はもう平成ではないということは決まっているわけですから、そのときになると、また3つの元号が並んで質問された

り、集計結果を読んだりしなければいけないということで、私は5年前のこの同じ部会で西暦の併記はできないのかということをお願いしたときに、当時の津谷部会長も、それを是非というお話をされたような記憶があるのですけれども、まだ結果的にはなっていないということで、調査票をこれから設計し直すのは難しいかもしれないので、そこは仕方がないかなと思うのですが、次の5年後に向けて、西暦表記をどう入れるかということをし真剣に検討していただきたいなど。それはやはり、被調査者側の負担軽減とか、それから利用者の利用のしやすさに繋がっていくのではないかと思いますので、是非御検討いただきたいと思います。

○白波瀬部会長 西暦併記について、いかがでしょうか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 以前にその西暦の話はありまして、国勢調査でも西暦年は入っています。西暦年につきましては、大体、外国人向けとかと言われていたのですけれども、おっしゃるとおり、次回の調査につきましては、元号も変わることから、その辺のスペース的な問題もありますので、状況的には少し考えていかなければいけないかなと思っております。西暦も踏まえまして、あとは表記の仕方も踏まえまして、少し検討させていただきたいと思っております。

○白波瀬部会長 是非、積極的に継続的に検討して下さい。いつも私も混乱してしまっておりますので。

あとはいかがでしょう。内田専門委員、どうぞ。

○内田専門委員 すみません。これも今すぐに直してくださいという話ではなく、少し大きな話になってしまって申し訳ないのですけれども、この図になっているのはすごく分かりやすいと思うのですけれども、居住面積や流動居住面積の水準があったとして、それを満たす、もしくはそれより大きいということが必ずしも良いことではない時代になってしまっていると思うのです。なので、住宅をダウンサイジングしていくといったことをどう捕捉できるかと考えると、今の状況だとなかなか見にくいなのがこのピンク色を見ていて少し思いましたので、これは多分、今後の話だと思いますけれども、少しお考えいただけるといいかなと思いました。

○白波瀬部会長 何かコメントはありますか。

ダウンサイジングというのは、もう少し詳しく説明をお願いします。

○内田専門委員 御高齢になると、2階を壊して1階だけにしたりとか、あえて狭い家に引っ越し直したりとか、そういうことをかなりされるようになりますよな状況があります。それも別に悪いことではないわけですね、居住面積が減ったとしても。でも、それは今の調査だと、水準を満たしているかどうかということが多分あるのかなと思って、出てきた数字が小さくなってということで、それで悪いというものではないと思うのですけれども、そのような傾向もあるのではないかと思います。

○白波瀬部会長 なるほど。御意見でした。

あとはいかがでしょう。

それでは、以上の件についても、御了解いただいたものとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして、審査メモの12ページのケから13ページのコについて、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 始めに、12ページのケの「住宅の建て替え・新築・購入などの別」の選択肢区分の分割等についてです。今回の変更計画では、調査票甲及び乙におきまして、現住居の「住宅の建て替え・新築・購入などの別」を把握する調査事項につきまして、①としまして、選択肢区分のうち「中古住宅を購入」を「リフォーム前の住宅」と「リフォーム後の住宅」に分割する、それから②としまして、「リフォーム後の住宅」に係る注釈を追加しまして、建て替えに係る注釈は「調査票の記入のしかた」に移行するといったことを計画しています。

これらにつきましては、より政策ニーズに則したデータの把握を可能と致しまして、報告者の記入にも配慮したものであることから、おおむね適切と考えられますけれども、利活用ニーズへの対応及びより正確な記入の確保等の観点から、必要かつ十分なものとなっているかの確認など、4つの論点を整理しています。

次に、13ページからのコ、「平成26年1月以降の住宅の増改築 改修工事等」を把握する調査事項の変更についてです。今回の変更計画では、調査票甲及び乙におきまして、現住居の「平成26年1月以降の住宅の増改築 改修工事等」について、①としまして、設問の名称を「平成21年1月以降」という文言を「平成26年1月以降」に変更いたします。②としまして、選択肢区分のうち、「東日本大震災による被災箇所の改修工事をした」を削除するといったことを計画しています。

これらにつきましては、適切な年次表記への変更や、調査の簡素化・効率化、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適切と考えられますけれども、東日本大震災関係の選択肢区分の削除に伴う利活用上の支障の有無の確認など、3つの論点を整理しています。

事務局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省統計局から、論点に対する回答をお願いいたします。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 資料2の10ページを御覧ください。こちらにつきましては、中古住宅のリフォームについて、項目を2分割した整理にしています。前は「中古住宅を購入」という部分を「リフォーム前の住宅」と「リフォーム後の住宅」という形で区分分けした形で今回調査させていただきたいということです。

これにつきましては、若干定義を変更させていただいてまして、リフォームした場合につきましては、不動産の表示に関する公正競争規約施行規則において、リフォーム等の内容及び時期を明示することと定めはありますが、リフォーム後の期間に特段決まりがないということが一つあります。また、同規則において、新築住宅は建築後1年以上経過すると中古住宅という物件種別になるとされていること、また、住宅の品質確保促進等に関する法律においても、新築住宅は建築工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除くとされていることから、住宅・土地統計調査においては、リフォームされてから1年

以内に引き渡された住宅という基準にしたところでは。

なお、購入した中古住宅のリフォーム時期が1年以上前の場合には、「リフォーム前の住宅」に記入するという形になろうかと思えます。これにつきましては、データの利活用としましては、住生活基本計画の中で、既存住宅の流通量についての試算データとして活用されているというところでは。

11ページに移りまして、「平成26年1月以降の住宅の増改築 改修工事等」につきまして説明させていただきます。前回の平成25年調査につきましては、東日本大震災の関係を踏まえまして、その状況を把握するため、選択肢を追加したところでは。平成25年調査では東日本大震災から2年後の直近の調査でしたが、今回の平成30年調査については、東日本大震災発生から6年以上経過していることを踏まえまして、関係府省及び都道府県から継続把握や新たな事項の把握に関する要望がないこと、また、全体的な東日本大震災に関連した復興状況については復興庁において、地域的な復興状況については被災地域の県・市町において把握していると認識しています。したがって、当該調査事項の選択肢から削除するという方向にしたいと考えているところでは。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方は発言をお願い致します。いかがでしょうか。よろしいですか。どうぞ、永瀬委員。

○永瀬委員 一応、リフォームされてから1年以上経ってから引き渡されたものが「リフォーム前」になるという説明は分かったのですが、一般的な感覚とは若干ずれるような気もしますが、それは是非この定義にしたいという理由があるのですか。一般的には、前の方が住んでいたのと違うようにきれいになっているものをリフォームと捉えるような気がするのですが、その辺はいかがでしょう。

○白波瀬部会長 いかがですか。ここについては、特に何か議論にはならなかったのですか。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 なっていないです。

○白波瀬部会長 1年以上の場合には「リフォーム前の住宅」という時期的なことでは。

○大江専門委員 僕はこれでとりあえず良いかなと思っているのは、いろいろディベロッパーといいますか、事業者の方でリフォームをして付加価値を上げて売った方が市場に乗りやすいのか、そうではないのかというのは、いろいろ迷っていらっしゃる部分もあったりすると思うのです。実際に、ある大手の不動産会社がリフォームして売りますという企画をやったのだけれども、あまりうまくいかなかったことがあったりしてという点からすると、市場がどういうものを好んでいるのか、どういうものが流通しているのかというのをとりあえず知る上で、リフォーム前後ということで、リフォームは一応1年ということで調査してみるというのは、今よりは良いのではないかなと思います。

○白波瀬部会長 多分、リフォームということとこのことが関連付けられるようにということで1年以内ということになったのではないかなと思いますけれども、よろしいですか、

何かありますか。

○猪野間国土交通省住宅局住宅政策課調査係長 いいです。

○白波瀬部会長 それでは、何か澤村統計審査官はありますか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 多分、今の不動産広告などを見ていると、平成何年リフォーム済みなどと、今年リフォームされたばかりですよとか、そのような記載が見受けられますので、リフォームも、してから何年も経ってしまったら、多分リフォームといっても価値がなくなってくるというところから、今、大江専門委員がおっしゃったように、1年というのはある意味妥当なところかもしれません。あと、この「前」・「後」というのが明記してあるので、そこは1年以内ですよということで、紛れも少しは防げるのかなと考えられるのではないかと思います。

○白波瀬部会長 リフォーム関係は、これからもまた注目されますので、集計のところでよろしく願いいたします。

どうぞ。

○内田専門委員 すみません。「リフォーム前の住宅」というのは、表記の問題だと思うのですが、けれども、「リフォーム前」というと、例えば、自分で好きにリフォームしたいとか、古家が付いているがゆえに安く買えたとか、そのようなニーズでリフォーム前の住宅を購入することが多いと思うのです。「リフォーム後の住宅」は、もちろん自分ではそういうことをやりたくないの、きれいに見える安い住宅という、多分需要として持っている要望が全然違う。なので、「リフォーム後一定期間が経った住宅」というのが本当は多分望ましいのだと思うのですが、けれども、「リフォーム前」というと、どちらかと言えば、自由にしたい、安い、古い家が付いたままで土地を安く買いたいと、他の需要が見えてくるので、本当は3つ選択肢がある方が良いでしょう。そうすると複雑になってしまうので、この「前」という言い方が多分あまり適切ではないのだと思うのです。

○嶋崎委員 「リフォーム済み」だとか、「執行済み」とかですか。

○内田専門委員 そうですね。「済み」だったら分かりますけれども。

○嶋崎委員 あと「未リフォーム」などとか。

○内田専門委員 「済み」だと分かります。

○嶋崎委員 「前」・「後」というのは少し違うのだと思います。

○大江専門委員 リフォームは難しいですね。「リフォーム済み」では、何年前にされたものだという事になりますし。

○白波瀬部会長 そうですね。

○内田専門委員 「リフォーム前」は、また別の文脈になってしまうので、どう言えいいいか。

○白波瀬部会長 その文脈も何かいろいろありそうな気がするのですよね。確かに安いからというものもありますし、それと全く関係なく動くときもあるし、ここではリフォームと関連させた住宅市場のことということで、とりあえずはどうでしょうか。

○嶋崎委員 この順序ですと、「リフォーム済み」の方が先で、「建て替えた」、「新築した」、「リフォーム済み」、「リフォーム前」、この「中古住宅」の順序は、カテゴリーの順番

とすると、意味としては逆の順番の方が良いように思います。新築に準ずるようなリフォーム済みと、そのままの中古物件といった、そこを一並びにしたときに、少し中古住宅の中の前後だけは少し違うように思います。

○白波瀬部会長 左から時系列的にいくと、そうではないのではないですかということですよ。

○嶋崎委員 そういうことです。

○白波瀬部会長 この順番については、多分、以前からこの項目があるというところで押さえて、ここを分岐させたということだと思いますけれども、ここがあるから。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 「購入」と「未購入」を分けた。

○白波瀬部会長 そうです。「購入」を受けてですから少し波及効果も最低限にということで、順番としては「前」・「後」みたいな感じになってきて、それでこれは「後」・「前」といっても、次に「新築の住宅を購入」というので、また戻ってきますからね。

○嶋崎委員 また違ってくるわけですね。

○白波瀬部会長 修正として影響が一番少ないということで、このような形にされたのではないかと解釈してしまったのですけれども。すみません。どうぞ。

○永瀬委員 特にこだわるわけではなく、普通の疑問として伺っただけなのですが、ただ、中古住宅というのは、リフォームしてそんなに早く売れるのかなというか、結構売れ行きが悪いのかなという気がしました。中古住宅はマンションよりもずっと売れ行きが悪いと思うので。

○大江専門委員 一応、マンションも中古住宅に入っています。

○内田専門委員 マンションも入っています。

○永瀬委員 そうですか。リフォームされたマンションは戸建てに比べてリフォーム後比較的早く売れるような気がしますけれども、一方、戸建ては売するのに時間がかかるように思いますのでどのぐらい時間がかかるのかなという。2年ぐらいは待たないと売れないようなものだったとしたら2年ぐらいは「中古リフォーム済み」とするのが普通かなと思ったということです。

○白波瀬部会長 この辺りは議論されたのですかね、御専門の有識者の方と。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 一応、研究会では出させていただいたのですけれども、あまりそんな議論にはなりませんでした。

○白波瀬部会長 そこまで議論にならないというか。でも、これは動いているところですから、分からないというところはあるかとは思っているのですけれども。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 一応、規定上はしっかり施行規則とか、そのようなもので縛りは若干踏まえてあるので、その中での運用面ということで整理させていただいているのですけれども、委員の方がおっしゃっているとおり、感覚的なところも多分あると思うので、実際、そこら辺はきつい部分もあるのかなとは思いますが、ただ、今回、一応、このような縛りというか、法的な根拠規定の中で少し運用させていただければと考えています。

○白波瀬部会長 どうぞ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官　そういう意味では、国土交通省がもし1年以内にリフォームされた部分というところを把握したいのであれば、1年以内にリフォームというのとそれ以外という、その選択肢が一番分かりやすいような気がします。1年以上前にリフォームしたのかどうなのかみたいなことまで言わなくても、中古住宅のうち1年以内にリフォームしたもの、それ以外みたいな話でもあるのではないのですか。

○白波瀬部会長　それを調査票の中に入れるというと、字が小さくなりますよ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官　「リフォーム済み」というのはもう書かなくても良いのかもしれない。リフォーム済みとそれ以外でもいいのかもしれないね。何か国土交通省から。

○白波瀬部会長　どうぞ。

○猪野間国土交通省住宅局住宅政策課調査係長　すみません。少し確認しなくてはいけないと思うのですけれども、1年を超えたものを排除しなくてはいけない理由というのが今私の手元で把握できておりません。実態が分かっていない状態なので、リフォーム前に売られて、それを買われた方が手を入れるという、その比率もよく分からない中での実態把握の第一歩という意味では、「リフォーム前」に分類される中古住宅の購入が、どの程度あるのかが、まずは一番気になるかなというところではあります。

○白波瀬部会長　分かりました。それでは、少し今動いているところでもありますし、一応、原案としては、皆様、強い御異議があるというわけではないので、基本的にこれで進めさせていただき、少し確認をこちらでやらせていただきまして、後ほどメール等で確認させていただいて最終案ということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、よろしく願いいたします。

その他との調査項目については、御了承いただいたということで進めさせていただいてよろしいですか。

ありがとうございます。

それでは続きまして、審査メモの14ページからのサ及びシ、少し飛びますけれども、17ページのスについて、事務局から説明をお願い致します。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官　始めに、14ページのサの現住居以外の土地の「土地の種類及び所有総数」の変更及びシの現住居の敷地以外に所有する農地・山林の所在地及び「面積の合計」の変更についてです。今回の変更計画では、調査票乙のこれらの調査事項について、「農地・山林」と一括りで把握していたものを「農地」と「山林」に分割し、農地の「所在地」及び「面積の合計」、山林の「所在地」及び「面積の合計」について、それぞれ2市区町村目まで記入できるよう変更することとしております。

これらにつきましては、より政策ニーズに則したデータの把握が可能となるものであることから、おおむね適当と考えますが、より正確な記入の確保等の観点から、4つの論点を整理しています。

次に、17ページのスの現住居の敷地以外に所有する宅地などの「土地の利用現況」の選択区分の変更についてです。今回の変更では、調査票乙の現住居の敷地以外に所有する

土地などの「土地の利用現況」を把握する調査事項におきまして、選択肢の分割及び選択肢を総括する区分を追加することとしております。

これにつきましては、利活用ニーズに対応するとともに、報告者が記入に当たって紛れが生じないように配慮するものであることから、適当と考えます。

事務局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

予定時間になってしまったのですけれども、大変申し訳ないのですが、30分ぐらいは延長させていただいて、議論を進めさせていただきたいと思えます。すみません。もし次に御予定がある方は、大変申し訳ないのですけれども、御自由に御退席いただいて結構です。すみません。総務省から御説明をお願い致します。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 それでは、資料2の11ページ、12ページで説明させていただきます。

まず、11ページ、12ページにつきましては、表を掲載させていただいております。これにつきましては、現住居以外の土地の「土地の種類及び所有総数」の変更ということで、国土交通省で公表しております土地基本調査において、法人における土地・建物及び全国の世帯における土地の所有・利用状況等に関する実態を全国及び地域別に明らかにしているところです。土地の有効利用を的確に進める上で必要な基礎的な資料として実際に活用されているというところです。

今回の変更点につきまして、試験調査における各調査事項の記入状況を下表のとおりまとめさせていただいたところです。いずれの調査事項につきましても、未記入率は3割以下であるということも踏まえまして、土地関連の書類を探すのに若干時間がかかったという世帯の御意見もあるところではあります。が、「記入しにくい」という意見はなかったところです。

したがって、これらのことから、調査結果の正確性の確保等の観点から、適切なものになっていると判断したところです。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。ただ今の説明を踏まえまして、御意見、御質問がありましたら、よろしくお願い致します。

よろしいですか。

それでは、これらの件につきましては、御了承いただいたものとします。

それでは続きまして、審査メモ18ページのセ及びソについて、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 始めに、18ページのセの「建物内総住宅数」の変更についてです。今回の変更計画では、建物調査票の長屋建及び共同住宅の「建物内総住宅数」を把握する調査事項において、記入欄の桁数に千の位を追加することとしております。

これにつきましては、都市部を中心に1棟で1,000戸以上ある大型マンションが普及している実態を踏まえたものであり、適当と考えます。

次に、ソの「敷地面積」及び「建築面積」の削除についてです。今回の変更計画では、

建物調査票の共同住宅の「敷地面積」及び「建築面積」を把握する調査事項を削除することとしております。

これにつきましては、調査の簡素化・効率化とともに、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当と考えられますけれども、削除に伴う支障等の有無など、3つの論点を整理しています。

事務局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省統計局から、論点に対する回答をお願い致します。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 それでは、資料2の13ページを御覧ください。その「敷地面積」及び「建築面積」の削除ということで、今回、調査員が把握することとなっております建物調査票の中から「敷地面積」と「建築面積」の部分を削除するというものです。

これにつきましては、住生活基本計画に基づく施策を推進するために定められている居住環境水準において、良好な景観の形成・保全、ゆとりある敷地規模の確保等の良好な市街地環境の形成を図ることを目的とした地区の指定比率を算出するためにデータとして活用されていたところです。

今回、世帯調査票において把握している「床面積」、「敷地面積」において、この部分についてはある一定数として代替できるといったことも鑑みまして、地方公共団体及び調査員における事務負担軽減の観点から、当該項目を削除することとしたものです。

統計局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明を踏まえまして、御意見、御質問のある方は、どうかよろしくお願い致します。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、これらの件について、御了承いただいたものいたします。

続きまして、少し飛びますけれども、審査メモの22ページの（4）報告を求める期間の変更について、事務局から説明をお願い致します。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 「（4）報告を求める期間の変更」についてです。今回の変更計画では、調査票の配布につきまして、2段階配布方式を導入し、オンライン回答のみ可能とする期間を設けることに伴いまして、調査期間を1週間程度延長し、調査開始時期を1週間程度前倒しすることとしております。

これにつきましては、オンライン回答の推進を図るとともに、報告者による必要な報告期間の確保等に配慮したものであり、適当と考えます。

事務局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明を踏まえまして、御意見がありましたら、いかがでしょうか。報告を求める期間の変更ということですがけれども、これは反対するというのも少しあれで

すけれども、東京都とか神奈川県、何か現場から御意見とか御要望がありましたら、御自由にどうぞ。

○**関根神奈川県統計センター人口・労働統計課長** 調査員からは、調査票の収集については、土日が今一番世帯と会えるということで、今回の期間を延ばしていただくことについてですけれども、土日が結構入っている期間ですので、調査員からすると、良いということになると思います。以上です。

○**白波瀬部会長** ありがとうございます。

東京都、どうぞ。

○**間船東京都総務局統計部人口統計課長** 東京都ですけれども、東京都も、平成27年国勢調査のときに調査期間が少し短いという区市町村からの意見もありましたので、このような形で調査期間を延ばしていただくことは、良いことなのかなと考えております。以上です。

○**白波瀬部会長** ありがとうございます。

それでは、調査期間は長い方がよろしいということで、この件は御了承いただいたものと致します。

続きまして、審査メモの22ページから、「(5) 調査結果の公表の方法及び期日の変更」について、事務局から説明をお願い致します。

○**佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官** 「(5) 調査結果の公表の方法及び期日の変更」についてです。今回の変更計画では、従来の「速報」、「確報」の2段階による集計体系を見直しまして、「住宅数概数集計」、「住宅及び世帯に関する基本集計」、「住宅の構造等に関する集計」及び「土地集計」の4段階により集計するよう変更することとしております。また、この変更に伴い、従来、調査終了後1年以内に「速報」、2年以内に「確報」を公表してございましたけれども、調査終了後1年以内に「住宅数概数集計」及び「住宅及び世帯に関する基本集計」を、2年以内に「住宅の構造等に関する集計」及び「土地集計」を公表するよう変更することとしております。

これらにつきましては、調査終了後から第1報となる「住宅数概数集計」までの期間が、従来の「速報」よりも約4か月の早期化が図られることなどから、おおむね適当と考えられますけれども、集計体系の見直しの具体的な内容等の確認など、4つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○**白波瀬部会長** ありがとうございます。

それでは、総務省統計局から、論点に対する回答をお願い致します。

○**渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐** 資料2の15ページを御覧ください。今回、調査結果の公表の方法につきましては、期間等の変更を検討しています。以下の2番に書かれてあります表が、今回の4区分に分かれた結果の集計体系を示させていただいたものになっています。

背景としましては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」におきましても、結果表の迅速な公表がうたわれておりまして、公表のあり方を検討し、集計体系の見直しを行った

ところでは、建物調査票をベースとした「速報」結果をまず「住宅数概数集計」として公表させていただきたいと考えております。その後、順次、「確報」結果としまして、住宅及び世帯に係る基本的な結果として、「住宅及び世帯に関する基本集計」を公表させていただきたい。もう一つは、構造面につきまして、詳細な結果及び世帯所有の空き家に関する所有状況として、「住宅の構造等に関する集計」ということで3段目に入っているところです。最後に、土地に係る詳細な結果として「土地集計」を公表させていただくという4段階に分けた区分で公表させていただきたいと考えております。前回の「速報」結果につきましては、平成25年調査につきましては、7月下旬に「速報」結果を公表しています。それから起算しましても、約4か月程度早期に「速報」結果を公表することを検討していきまして、利用者ニーズに対応することが可能となっているかと考えているところです。また、平成25年調査の「確報」結果につきましては、「速報」結果の4か月後、11月以降に順次公表を行っていたところです。

次の16ページですが、こちらが平成25年調査と今回の調査の集計事項の対比表になっています。集計事項につきましては、(1)から(9)までの区分に分かれていまして、平成25年調査の「速報」、「確報」、平成30年調査の「概数速報」と「基本集計」と「構造」、「土地」という4区分に分けた形で対比になっています。おおむね「基本集計」までは、前回の平成25年調査の「速報」結果の7月程度ぐらいまでに公表することは可能かと考えておりまして、できるだけ早期の対応に努めていきたいと考えておりますが、前回の平成25年調査の「速報」結果とほぼ同等のレベル感で公表が可能かなと私どもは考えているところです。

4番につきましては、今回調査における集計事項の新規・変更・継続の状況については、変更承認申請資料の別添5として御提示させていただいているかと思えます。

○白波瀬部会長 集計はどちらの資料ですか。別添5というのはないのですけれども。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 そうですね。席上配布になっています。

○白波瀬部会長 こちらですね、席上配布。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 そうです。大変失礼致しました。席上配布になっていまして、こちらの7ページを開いていただきますと、黄色いマーカーで引かれている部分があります。こちらは、先ほど御審議させていただきました「前住居」の部分、調査票乙の部分が入ってきたものになっています。この部分が追加された表になっていまして、8ページ、9ページを見ていただきますと、グレーで引かれている、レイアウトしている結果表がありますが、ここにつきましては、削除している結果表です。東日本大震災の関連等々につきましては、原則、調査事項が削除されますので、この部分を削除しているといった形になっているところです。

また、1ページ目に戻っていただきまして、この表の見方を若干説明させていただきますと、原則、この集計事項の結果表につきましては、前回の公表の部分につきましては、原則そのまま踏襲しているところです。ただ、結果表の構成上、統合又は効率化を図って、結果原表的には減らしているところではあります。基本的には前回の公表結果と同等な

ものを考えているところです。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明に対しまして、御意見、御質問のある方は御発言をお願い致します。

○永瀬委員 すみません。削除の中の住環境という8ページのところですけれども、これは特に今回の調査票にはない項目のような気がするのですけれども、前回の調査票にはあったのでしょうか。

○白波瀬部会長 このグレーのところですか。

○永瀬委員 グレーの中の住環境というところで、例えば、老人デイケアセンターまでの距離とか、郵便局・銀行までの距離とかというのが記載してありますけれども、調査票にはそういう項目はなかったように思うので、前回だけ特別にこういうものがあったのかどうか、それだけ少し聞かせてください。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 これは、削除となっていますが、統合するので、実際は把握できます。今回も、単位設定を全体でやっています、その段階で、この距離とか住環境の部分を一部把握しています、その情報を一緒に公表させていただいているということです。

○永瀬委員 ありがとうございます。

○白波瀬部会長 確かに住環境のところがこの7ページにありまして、第162表とか、このところでどうも統合されているみたいですね。

○永瀬委員 分かりました。ありがとうございます。

○白波瀬部会長 あとはいかがでしょうか。大江専門委員、何かありますか。

○大江専門委員 最後に何か発言の機会があればと思っているので、あるのかもしれませんが、直接この項目ということではなくて、関連してですけれども、住宅・土地統計調査は以前からかなり個票を各地方自治体などが住宅施策に使うということで、比較的個票の利用について寛容な形で進められてきたと思うのですけれども、それをより一層使いやすくしていただければ、必要な項目は自ら集計するというのもできてくるので、是非そのようなことについても進めていただきたいということです。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、利用者側のニーズということで。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 分かりました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、以上の件につきまして、御了承いただいたということにしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして、審査メモ23ページから、最後となります「(6)集計事項の変更」について、事務局から説明をお願い致します。

○佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 「(6)集計事項の変更」についてで

す。今回の変更計画では、集計事項につきまして、調査事項の追加・削除等に伴い、調査結果として作成される集計事項（集計表）の追加や削除等を行うこととしております。

これにつきましては、政策課題、特に空き家の現状把握及びそれに係る問題への対応を検討する上での有用な情報を提供するとともに、広く統計利用者のニーズにも応えようとするものであること等から、おおむね適当と考えられますけれども、どのような集計表が作成され、どのような分析が可能となるのか、表章区分等は適当かの確認など、3つの論点を整理しています。

事務局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省統計局から、今のことにつきまして回答をよろしく願いいたします。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 先ほども少し簡単に触れたのですが、先ほど席上配布されたものと、あと別添の「調査事項の変更に伴う結果表様式イメージ」というものを御用意していただければと思います。

まず、席上配布させていただいた表につきましては、今回の結果表につきまして、新規項目又は継続項目という形で整理させていただいております。原則、先ほども申し上げましたとおり、統合又は効率化を図った形で整理させていただいております。前回と同等のものを御用意させていただいているかと認識しています。

今回、新たに空き家の関係等々につきましては、こちらの別添に結果表を御提示させていただいております。

まず、1枚表紙をおめくりいただきまして、1ページ目につきましては、これは調査票乙のみの部分になりますが、これが表頭、表側の部分で、今回追加されています「居住世帯のない住宅(空き家)」の部分が追加されているというところが変更点になっております。また、年齢階級の区分が、「75歳～79歳」、「80歳～84歳」、「85歳以上」と区分を分けさせていただいたところです。

2ページ目に行きまして、こちらも新規の調査項目の結果表になります。これにつきましても空き家の部分になります。ここの部分につきましても、この結果表が今回の空き家の部分として御提示させていただく準備をさせていただくものになります。

3ページ目につきましても、空き家の取得方法等の5区分または建て方4区分、建築の時期6区分等々を踏まえた形で、新たに構成した結果表を御用意させていただいております。また、下段の人口階級別につきましては、新たに更に詳細な分析をした結果で、「人口60万人以上の市区」など、詳細に分けた特別掲載を検討していただきまして、こちらに掲載したいと思っております。

4ページ目ですが、これは結果表の変更です。これにつきましては、二重サッシの関係です。これは、文言の修正がありましたので、こちらを変更させていただく形になります。

5ページに行きまして、こちらは先ほど御指摘がありました中古住宅の購入の部分で「リフォーム前」と「リフォーム後」の関係です。ここにつきましても、この区分を設けることとしております。

6ページにつきましては、東日本大震災の関係を削除した事項として整理させていただ

いている部分です。こちらが変更になっております。

7ページ目につきましては、「農地」・「山林」の区分を区分けした形の結果表に修正しています。

最後に、8ページ目につきましては、表側に「住宅用地・事業用地」又は「利用していない（空き地）」、「その他（原野など）」という区分を新たに設けた形で整理しています。こちらでも分けた形の整理になっていきますので、この区分で整理させていただいたところでは。

以上をもちまして、効率的な集計表の提供を行うこととしているところでありまして、調査結果の利活用の観点から見て、支障等がないものと考えているというところです。

統計局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の統計局からの説明や今お配りした資料を踏まえまして、御意見や御質問のある方は発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、この件についても、御了承いただいたものと致します。

以上で予定されていた論点については、一通り御審議いただきました。最後は少し駆け足になってしまいましたけれども、御協力、ありがとうございます。本日までの審議で、変更内容につきましては、全体的におおむね適当と整理されたと認識しております。

リフォーム前・後も含めまして、一部の事項については、原則、変更は了承されたものの、再度検討・整理が必要というものもありますけれども、それらにつきましては、事務局の統計審査官室と調査実施者において調整していただきまして、その調整結果を踏まえた最終的な整理につきましては、私に御一任いただきたいと思いますと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、その結果につきましては、後日、答申案の照会を行う際に併せて委員・専門委員の皆様へ資料の送付等を行うこととしまして、審議自体は終了とさせていただければと思います。

このようなやり方で進めさせていただきますので、どうか御了解ください。

最後に、どのようにまとめるかということもあるかと思っておりますけれども、やはり重要な案件である空き家ということもあつたのですけれども、永瀬委員を始めといたしまして各委員からも、日進月歩で変わっているこの住宅状況について、より積極的な見直しも必要ではないかという御指摘がありました。また、本調査について個票レベルで積極的に利用していただいているということもあって、それについても今後とも更に積極的な良い関係で活用していただきたいという御意見もありましたので、その辺りを含めまして、最終的な答申を取りまとめさせていただきたいと考えております。

ということで、こちらで取りまとめの案を作らせていただきまして、部会における議決とさせていただきたいと思っておりますけれども、このような形で進めてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、最終的に御了承いただきました答申案につきましては、本日の部会審議結果と併せまして、来年1月18日に開催予定の統計委員会に報告すべく準備を進めたいと思います。

なお、本日の部会の議事概要につきましては、後日、事務局から電子メールにて照会させていただきますので、御対応をよろしくお願い致します。

すみません。不手際で30分少し延長になってしまいましたけれども、人口・社会統計部会における住宅・土地統計調査の変更に係る審議は以上となります。

予定していた論点について全て審議することができまして、答申案の方向性まで合意いただくことができましたことを改めまして感謝申し上げます。委員、専門委員を始め、審議に参加していただきました皆様には、部会長として厚く御礼申し上げます。

それでは、部会審議はこれで終了と致します。ありがとうございました。